別表一十の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」に、「法人税額の特別控除（別表六(六)「25」＋別表六(七)「22」＋別表六(九)「3」＋別表六(十)「28」＋別表六(十一)「24」＋別表六(十二)「6」＋別表六(十三)「25」＋別表六(十四)」＋別表六(十五)「24」＋別表六(十六)「35」＋別表六(十七)「10」＋別表六(十八)「22」＋別表六(十九)」＋別表六(二十)「21」＋別表六(二十一)「28」＋別表六(二十二)「12」）」を「法人税額の特別控除額（別表六(六)「22」＋別表六(七)「18」＋別表六(八)「10」＋別表六(九)「22」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「28」＋別表六(十三)「24」＋別表六(十四)「6」＋別表六(十五)「19」＋別表六(十六)「19」＋別表六(十七)「18」＋別表六(十八)「18」＋別表六(十九)「38」＋別表六(二十)「10」＋別表六(二十一)「22」＋別表六(二十二)「23」＋別表六(二十三)「22」＋別表六(二十四)「21」＋別表六(二十五)「28」＋別表六(二十六)「12」）」に、「課税留保金額（別表三(一)「40」）／同上に対する税額（別表三(一)「48」）」を「課税留保金額（別表三(一)「41」）／同上に対する税額（別表三(一)「49」）」に、「㉛の23.9％、23.4％又は23.2％相当額」を「㉛の23.4％又は23.2％相当額」に、「法人税額（㉝の23.9％、23.4％又は23.2％相当額）」を「法人税額（㉝の23.4％又は23.2％相当額）」に、「所得税の額（別表六(一)「13」）／外国税額（別表六(二)「20」又は別表六(五の二)「16」）」を「所得税の額（別表六(一)「6の③」）／外国税額（別表六(二)「20」）」に改め、同表の記載要領第一号中「(所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第９号において「平成26年旧法人税法」という。）第145条第１項（申告、納付及び還付等）において準用する場合を含む。)」及び「(平成26年旧法人税法第145条第１項において準用する場合を含む。)」を削り、同第四号ニ中「第42条の６第７項」を「第42条の６第５項」に、「若しくは第42条の12の３第５項」を「、第42条の12の３第５項」に、「又は」を「若しくは第42条の12の４第５項（連結納税の承認を取り消された場合の中小企業者等の特定経営力向上設備等に係る法人税額）又は」に改め、同号㈡中「別表六(二十四)「31」」を「別表六(二十八)「31」」に改め、同第七号中「「所得税の額（別表六(一)「13」）㊶」」を「「所得税の額（別表六(一)「6の③」）㊶」」に、「別表七(一)「12の③」」を「別表七(一)「13の③」」に改め、同第九号中「又は平成26年旧法人税法第143条第２項（中小外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率）」を削り、同第十号を次のように改める。

10　「㉛の23.4％又は23.2％相当額　㉟」及び「法人税額（㉝の23.4％又は23.2％相当額）　㊲」の各欄は、平成30年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「23.4％又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は23.2％」を消すこと。

別表一十の記載要領に次の一号を加える。

11　「所得税の額（別表六(一)「6の③」）　㊶」の欄の記載に当たつては、別表六(一)「6の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額を「別表六(一)「6の③」」の金額から控除した金額を記載すること。